

令和 4 年 3 月 28 日

## 協議会構成員の追加（案）について

## 1 第 3 号構成員（地方整備局）への追加

- (1) 協議会構成員に北陸地方整備局河川部河川計画課長を追加する。
- (2) 幹事会構成員に同部建設専門官を追加する。

## 【理由】

同課は、降灰の影響により土砂災害の発生が懸念される場合に、土砂災害防止法に基づき国が行う緊急調査及び警戒避難体制の検討やそれに伴う支援を所掌しており、有事の際の円滑な連携を図るため。

なお、活火山法第 4 条第 2 項第 3 号及び同法に基づく活動火山対策総合的な推進に関する基本的な指針を踏まえ、第 3 号の構成員とする。

## 2 第 8 号構成員（その他）への追加

- (1) 協議会構成員に北陸地方整備局防災室長を追加する。
- (2) 幹事会構成員に同室課長補佐を追加する。

## 【理由】

同室は、関係機関からの災害対策にかかる応援要請への対応を所掌しており、有事の際の円滑な連携を図るため。

なお、活火山法第 4 条第 2 項第 8 号及び同法に基づく活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を踏まえ、第 8 号の構成員とする。

## 参考

活動火山対策特別措置法第 4 条

- 2 火山防災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
  - 三 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する地方整備局長又はその指名する職員
  - 八 観光関係団体その他の当該都道府県及び市町村が必要と認める者

活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針

## 3 (1) ②火山防災協議会の構成員について

## ウ 地方整備局又は北海道開発局

噴火に伴う土砂災害（火山泥流・土石流等）の観点から、「火山ハザードマップ」の検討を行うとともに一連の警戒避難体制の検討に参画する。

## カ 観光関係団体等都道府県及び市町村が必要と認める者

アからオまでに掲げる者のほか、地方公共団体が必要と認める者を火山防災協議会の構成員に加える。（以下略）